

えびの市アウトドアビジターセンター指定管理候補者の選定について

えびの市観光商工課

令和7年11月13日開催の指定管理候補者選定委員会にて、選定基準に基づいて審査を行い、以下のとおり指定管理候補者を選定しました。

1 施設の概要

名 称	えびの市アウトドアビジターセンター
所在地	えびの市大字永山1006番地1
施設の設置目的	市民および観光客に対し、アウトドア・アクティビティに関する情報及びサービスの提供を行い、交流人口の拡大と観光振興を通じた地域経済の活性化を図ることを目的として、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置した施設である。

2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和7年9月19日～令和7年10月31日
指定管理者が行う業務等	(1) 施設の庶務及び財務に関すること。 (2) 施設の管理運営及び利用計画に関すること。 (3) 施設の使用許可及び利用料金に関すること。 (4) 施設の設備等維持管理及び操作に関すること。 (5) 災害時の安全確保に関すること。 (6) 交流人口の増加・施設利用の推進に関すること。 (7) 誘客宣伝活動に関すること。 (8) アンケート調査に関すること。 (9) 研修等に関すること。 (10) 自主事業の実施に関する業務 (11) その他施設の管理運営に必要なこと。
指定管理者の選定基準	(1) 市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項
指定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 審査方法及び選定委員会等

審査方法	- 提出された申請書等について、市が募集要項に示した資格要件の適否を審査する。 - えびの市アウトドアビジターセンター指定管理候補者選定委員会を設置し、選定委員会に置いてプレゼンテーション及びヒアリングを実施
------	--

	し、選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理候補者としての妥当性を審査する。 (1) 指定管理候補者選定委員 7 名が、審査表により、団体ごとに採点する。(選定委員 1 名 1 0 0 点満点× 7 名＝合計 7 0 0 点満点) (2) 配点ごとの評価基準 それぞれ審査項目毎の配点に基づき、採点を行う。 ○配点 5 点の項目・・・「5・4・3・2・1」の 5 段階 <table><tr><th>評価レベル</th><th>配点に対する乗率</th><th>評価レベルの考え方</th></tr><tr><td>5</td><td>1 0 0 %</td><td>特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）</td></tr><tr><td>4</td><td>8 0 %</td><td>優れている（市が求める水準を上回っている。）</td></tr><tr><td>3</td><td>6 0 %</td><td>標準・普通（市が求める水準は満たしている。）</td></tr><tr><td>2</td><td>4 0 %</td><td>多少不十分（市が求める水準を下回っている。）</td></tr><tr><td>1</td><td>2 0 %</td><td>不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）</td></tr><tr><td>0</td><td>0 %</td><td>劣っている（能力がほとんど認められず、管理させる ことに不安がある。）</td></tr></table> 選定手順第 1 段階 次の④、⑤、⑥の全てを満たす応募事業者を指定管理候補者案とする。 ④応募事業者の中で、総合計得点（委員全員の採点の合計点）が最も高い。 ⑤総合計得点が最低基準点以上 ⑥応募事業者の中で、最高点をつけた委員数が最も多い。 ※ 前記により決定しない場合（④、⑤、⑥の全てを満たす応募事業者がない場合）は、選定手順第 2 段階により決定する。 選定手順第 2 段階 応募事業者ごとに、総合計得点から、委員採点のうち最高採点と最低採点を除いた得点（中間得点）が上位の応募事業者を指定管理候補者案とする。 中間得点が同点の場合は、最高点をつけた委員数が最も多い応募事業者を指定管理候補者案とする。 ・選定委員会各委員の持ち点 1 0 0 を満点とし、選定委員全員の評価点満点（7 0 0 点）の 6 割（4 2 0 点）を最低基準点とする。	評価レベル	配点に対する乗率	評価レベルの考え方	5	1 0 0 %	特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）	4	8 0 %	優れている（市が求める水準を上回っている。）	3	6 0 %	標準・普通（市が求める水準は満たしている。）	2	4 0 %	多少不十分（市が求める水準を下回っている。）	1	2 0 %	不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）	0	0 %	劣っている（能力がほとんど認められず、管理させる ことに不安がある。）
評価レベル	配点に対する乗率	評価レベルの考え方																				
5	1 0 0 %	特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）																				
4	8 0 %	優れている（市が求める水準を上回っている。）																				
3	6 0 %	標準・普通（市が求める水準は満たしている。）																				
2	4 0 %	多少不十分（市が求める水準を下回っている。）																				
1	2 0 %	不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）																				
0	0 %	劣っている（能力がほとんど認められず、管理させる ことに不安がある。）																				
指定管理候補者選定委員会	委員長 えびの市副市長 委員 えびの市総務課長 外部の有識者（税理士） 市長が適当と認める者 市長が適当と認める者																					

	市長が適当と認める者 市長が適当と認める者
審 査 項 目・配点	・市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（１５点） ・施設の効用を最大限に発揮するものであること。（２５点） ・施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（１５点） ・施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（２５点） ・その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（２０点） 合計１００点

４ 審査結果等

申請者数		2 者
審査結果		書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、総合的な評価を行った。 総合評価の採点結果は、次のとおり 株式会社 BRIDGE the gap（5 4 0 点） 事業者 A（3 9 6 点）
選 定 結 果	指定管理候補者	株式会社 BRIDGE the gap
	選定理由	今回の最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の 100 分の 60 を満たし、最低基準点 4 2 0 点を上回る応募者であること。また、選定手順の第 1 段階の条件を全て満たすもの、もしくは第 1 段階の条件を全て満たさない場合は選定手順の第 2 段階の条件を満たす応募者を指定管理候補者の案として選定した。 当該候補者については、応募事業者の中で、総合計得点が最も高く、最低基準点（4 2 0 点）を満たし、委員全員が最高点をつけた。 また、経済的自立を見越してビジョンが立てられていたことやアウトドアに特化した内容、集客に対する工夫、えびの市への貢献が明確に提示されていたこと、観光客に限らずえびの市民への配慮がされていたことが評価され選定に至ったものである。

【採点】

応募事業者	基本選定基準	配点	採点							得点
			委員 ①	委員 ②	委員 ③	委員 ④	委員 ⑤	委員 ⑥	委員 ⑦	
株 式 会 社 BRIDGEthegap	市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	15	12	11	12	12	12	12	12	83
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	25	21	17	18	21	23	19	24	143
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	15	12	11	10	11	10	10	12	76
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	18	18	18	19	17	16	22	128
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	20	16	16	14	15	17	14	18	110
	合 計	100	79	73	72	78	79	71	88	540

応募事業者	基本選定基準	配点	採点							得点
			委員 ①	委員 ②	委員 ③	委員 ④	委員 ⑤	委員 ⑥	委員 ⑦	
事業者 A	市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	15	9	8	8	9	8	10	10	62
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	25	13	12	12	16	12	16	17	98
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	15	7	9	8	9	7	9	9	58
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	13	13	13	15	10	14	16	94
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	20	13	9	12	12	9	12	17	84
	合 計	100	55	51	53	61	46	61	69	396